平成２５年（フ）第５３号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目７番１号　サンパーク西原台102号、前住所鹿児島県鹿屋市郷之原町11985番地　郷之原市営住宅１号棟204号
債務者　尾迫さゆり（旧姓彌榮）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
沖縄県石垣市字川平900番地１
債務者　南風野孝則
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第７７号
佐賀県唐津市町田５丁目３番２号
債務者　吉村　昭美
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第８１号
佐賀県唐津市西旗町12番５―404号　市営アパート
債務者　藤田　文子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５０９号
熊本市東区下江津１丁目５番45号
債務者　川越　洋三
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１０号
熊本市東区下江津１丁目５番45号
債務者　川越　春美
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１１号
熊本県上益城郡益城町大字福富851番地１
大川ハイツ103号
債務者　川越　洋平
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１２号
熊本市東区下江津１丁目５番45号
債務者　川越　大助
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５２３号
熊本市東区神園２丁目６番１号　グリーンパレス66・206号
債務者　松本真一郎
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５２６号
熊本市東区小峯３丁目５番12―206号　ハウベストマンション健軍一番館、前住所熊本市東区小峯３丁目５番101号
債務者　山内　鉄也
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７１号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目14番５―202号
債務者　折原　卓也
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３５３号
千葉県流山市東初石３丁目110番地の22　グリーンヒルズＡ―102
債務者　和田　厚子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６４号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目４番４号
債務者　中野　麻里
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６６号
千葉県柏市花野井1787番地17　セレーノ102号
債務者　岡田　美幸（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４００号
千葉県松戸市上本郷3513番地　ハイネス上本郷103号
債務者　木山　飛鳥（旧姓大室・山本）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１４号
千葉県流山市大字西平井556番地の１　エルフォメモリアル101
債務者　神山　一美（旧姓高樋）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１５号
千葉県我孫子市中峠1819番地
債務者　今井真知子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３０号
千葉県流山市南流山３丁目10番地の10　トップ鰭ケ崎108
債務者　後藤　大樹
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部